議 会 運 営 委 員 会 記 録

令和 8 年 10 月 29 日（木）
午前 10 時～
開議　　10 時 00 分
閉議　　13 時 00 分
全員協議会室

出席者
〔委　員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、~~大谷委員~~（代理：川神議員）、沖田委員、足立委員、
柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕森谷議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井書記

議　題
1　令和 8 年 9 月定例会議の問題点や課題等について　資料 1

2　その他
⑴　議会傍聴者のアンケート結果について　資料 2
⑵　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　10 時 00 分　開議　〕

〇岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は８名で定足数に達している。

本日は、大谷委員より欠席届が出ており、代理で川神裕司議員が出席しているので、承知されたい。

1　令和８年９月定例会議の問題点や課題等について

〇岡本委員長

資料1-①を参照されたい。9月定例会議の振り返りということで、事前に問題点や課題などについて各会派から提出をしてもらっており、提出のあったものをそのまま掲載したものである。

次に、資料 1-②を参照されたい。各会派から提出された意見などを内容ごとに区分し、現行のルールも含めて一覧表にまとめた資料である。これらの資料を基に、順番に一つずつ、12 月定例会議以降で対応するかどうか、何らかの新たなルールを決める必要があるかなどの協議をしていきたいと考える。

今後ルール化する場合は申し合わせに入れるのか、試行的な実施とするのかということについても決めていきたい。

事前に資料は読み込んであると思うが、各項目について各会派から補足説明があれば申し出てほしい。

まず、1 の一般質問について、⑴質問項目数についてである。それぞれの会派から補足説明はあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは、このことについて何か意見があれば述べてほしい。

少し私の方から案内をしておくが、9 月 30 日の議会運営委員会において議長から意見を受けている。「30 項目ではなかなか論戦にならないと思っており、これを 20 項目程度にして、1 問について 1 分半程度の論戦をお願いできないかと一つの案として考えている」という発言であったが、これも参考にしながら進めたい。

30 項目、20 項目ということについて、各委員の意見をまとめたいと思うが、いかがか。

〇村木委員

浜風の郷の中でも話をした。議員としての権利としては 30 項目が保持されているので、ここは堅持してほしい。ただし、⑶にも関わるかもしれないが、30 項目提出してもそこに到達せず、例えば25項目で終わってしまった場合は、次回からは25項目にするなど、ある程度の制限はやむを得ないと思うが、原則は 30 項目以内でいくべきではないかと考えている。

〇岡本委員長

20 項目について提案している会派もあるが、いかがか。

〇柳楽委員

小項目で 30 項目となると、それにつき再質問もされると思う。一つの小項目に対して 1 つないし 2 つ再質問しても相当な数になる。そうした場合、小項目が多いとあまり深い議論にならないのではないかと考えるので、公明クラブとしては 20 項目に減らした方が良いのではないかという意見である。

〇足立委員

30 項目上限としたのは、この 6 月定例会議からであったと思う。その際も、まずは試験的運用として取り組んでみようという形であった。9 月定例会議が終わり、この 30 項目で本当に多いのか少ないのかを見極める時間がもう少しあっても良いと思う。その辺も踏まえ、最終的に 20 項目まで減らした方が良いという流れも良いと思うので、その点も合わせて協議されたい。

〇岡本委員長

変更したのが 6 月定例会議であるのでもう少し様子を見てはどうかという意見であった。市民クラブはいかがか。

〇小川副委員長

公明クラブの意見とほぼ同じである。議長からの提案にもあったように、30 項目であれば 1 項目につき 1 分程度しかなく、それではなかなか議論が深まらない。結果として 30 項目通告してもやり切れなかった事例も出ている。当面、仮に 30 項目で現状維持するとしても、先ほど浜風の郷からあったように、例えば 5 項目できなかったとすれば次回は 5 項目減らすといったペナルティ的なことも一つの案と考える。

いずれにしても、通告した質問を飛ばすということは良くないため、何らかの形でルール化する必要があると考える。

〇岡本委員長

項目数について、30 項目 20 項目について決めていきたい。

〇委員外議員（森谷議員）

項目の問題であろうか。議員は何をすべきかということで、一般質問はそこに位置付けられるものと考える。他の議員で 2 項目、3 項目という議員が何をもって議論を深められているのか、そのチェックが必要ではないか。チェックした客観的根拠もない。

私の場合、前回やり残した分は次の 12 月定例会議に回すので何ら問題はない。

もう 1 点、私自身は一番最初に執行部へ行き、第 1 回目の答弁を見せてもらう。見せない部課があり、見せないところの答弁が長く間延びしている。見せてくれるところでは、1 回目の答弁について不要な部分を削りスリムにしている。

執行部が意味のない答弁を長く述べている。例えば市民生活部長が長く述べている。「この部分は必要ない」と言っても発言される。私は持ち時間の 30 分以内で全て発言し切っており、前回も質問時間は余っていた。それにもかかわらず執行部が長く答弁するから時間切れになったのである。

議員は何をすべきか、そして時間切れとなることの何が悪いのか。執行部が答弁書を作成したとしても、本来は部長自らが答弁すべきであり、作成した答弁書も勉強になるわけであるから無駄にはならない。その辺りをどう考えるか議論してほしい。

○岡本委員長

今、意見を受けた。

○委員外議員（森谷議員）

議論してほしい。

○岡本委員長

この件についてまとめたいが、30 項目から直ちに 20 項目へ変更することも難しく、足立委員からも 6 月定例会議から変更したばかりなのでもう少し様子を見たいとの提案もあったため、現行ルールどおり「30 項目以内」を維持したいと考える。

創政クラブどうぞ。

○西田清久委員

項目数については、元々30 という上限を設定しているので従うべきだとは思っているが、9 月定例会議を通じ、通告の中で時間が足りない場面があった。一つひとつの項目について議論を深める必要があることも含め、通告数の上限の妥当性については今後議論する必要があると創政クラブでは考えている。

○岡本委員長

議論をする必要があるとは思っている。

○委員外議員（森谷議員）

前回の会議を見ると、私以外の議員は 30 分の持ち時間がなくなり、60 分や 70 分で時間切れになっている。私は持ち時間が何分も余っており、計画どおりに発言している。時間切れになるのは執行部の答弁が長いためであり、ルールを守っている議員側ではなく、執行部の答弁に制限を設ける改革のほうが重要であると考える。議論が深まらないというのであれば、曖昧な感覚ではなく、質問数が最も多い議員に対して議論が深まっていないと指摘すべきである。私の質問数は最も多かったが、全てにおいて議論が深まっていた。他の議員の 2 問や 3 問の質問のほうが深まっていない。したがって、議論が深まるか深まらないかといった曖昧な感覚はやめ、数字で分かるような形で行うべきである。私には持ち時間があったが、相手が意図的に答弁を引き延ばす作戦を取ることも可能である。極論すれば、1 人が話し続ければ 29 の質問が時間切れになるというのはおかしい。そのような観点からも考え、大いに議論してほしい。

○岡本委員長

時間的なことはこの後の協議の中で扱うものと考えている。現在の 30 項目及び 20 項目について整理したい。先ほど創政クラブからも時間や質問の問題について指摘があったが、このたびはあくまで 30 項目以内とし、課題を残しつつ次回の協議の対象とするということで良いか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは、そのように進める。

次に、質問を飛ばした事例について意見を求める。

質問を飛ばすということはあってはならないと考える。失念することはあるにせよ、意図的に飛ばすことについては、過去に執行部側からも準備したものが飛ばされることへの指摘があったと聞いている。議員としてどう整えていくべきか、意見をほしい。

○村木委員

浜風の郷としては、⑶に関わるが、通告した質問については次回に回すことなく、当定例会議において必ず行うべきと考える。

ただ、飛ばした場合や次回に回した場合については、先ほど述べたとおり、30 項目に満たなかったと判断し、次回の質問項目数にある程度の制限が必要ではないかというのが会派の意見である。

○岡本委員長

ほかの会派はどうか。

○柳楽委員

確認だが、私自身の認識としては、通告した質問は全て時間内に終えなければならないという認識であった。過去に時計を確認しておらず残してしまったことがあり、大変申し訳なかったと思っている。

そもそも通告したものについては、定例会議の一般質問の持ち時間の中で全て行うというのが本来の考え方なのか、それとも時間的に難しければ次の定例会議に回しても良いという認識なのか、共通認識を持たせてほしい。

○小川副委員長

柳楽委員の言うとおりと考える。当会派もこれまでそのような姿勢で一般質問に取り組んできた。できなかった分は次回に回せば良いという認識を持つべきではないというのが私の意見である。当定例会議で行うことを前提とすべきである。

○岡本委員長

質問は、通告を行うことによってケーブルテレビや動画配信などを通じて市民に伝わり、その質問に期待している市民もいるわけであるから、原則として質問を飛ばしてはならないという原点に立たなければならないと考える。そうでないという意見があればお願いする。

○委員外議員（森谷議員）

その考え方は目的と手段が逆になっていると思う。目的は「議論を深めること」であるはずである。5 項目ある議員が 3 項目めで議論が深まりやり取りが長くなった場合、予定していた 5 項目目がなくなったとしても構わないと考える。市役所職員が調べたことも知識の深化につながり無駄にはならない。

答弁のやり取りの中で判明したため質問を省くという事例もある。本来は市役所との議論であるから、そこで解決したのであれば問題ない。5 項目あって 3 項目目を掘り下げる必要が生じたときは、4 項目目や 5 項目目にしわ寄せが来るのは当然であ

り、それが深まるということである。残ったものはその後に執行部へ確認に行くか、次回に回せば良いだけの話である。

〇岡本委員長

今のような意見もあるが、どのように進めていくか。

〇西田清久委員

これは一般質問の4つの項目全体を通じての議論で良いのか。

〇岡本委員長

質問項目について一つずつ整理して進めている。話が分散しないよう、まずは質問を飛ばすことの是非について意見をまとめてほしい。

質問を用意した以上は質問を行うのが本来のあり方であると考えるが、いかがか。

〇足立委員

委員長が言うとおり、それぞれの議員はその時々の課題などを含めて一般質問を行っていると思うので、飛ばすことが前提であれば、そのときに一般質問をする必要はない。執行部に確認し、議論を深めるために通告しているわけであるから、飛ばすことはないという前提で取り組むべきである。

〇川神議員

飛ばすというのは故意に飛ばすのか、失念して飛ばしてしまうのか。基本的には、執行部ときちんと議論したいとして通告したものであるから、飛ばすという想定はないと考える。提出したものはきちんと行うべきである。

議論が深まった結果として質問ができなかった事態をどう捉えるかということであって、飛ばすことを前提にすべきではない。

〇岡本委員長

議事進行は議長が行うが、通告された質問は行うということでまとめたいが、よろしいか。

〇委員外議員（森谷議員）

議員の責任ばかりが議論されているように感じる。執行部の答弁が長く、全体の時間が足りなくなって重要性の低いものから飛ばさざるを得なかった事例もある。執行部に改善を求めるか、執行部の答弁時間をカウントしないようにすれば、議員の持ち時間 30 分の中で収まる。形式的に飛ばしてはいけないとするのではなく、なぜ飛ばしてはいけないのかを議論すべきである。

〇岡本委員長

時間や執行部の答弁のあり方については後ほど協議するため、まずは「提出した質問は飛ばさずに実施する」ということを確認したい。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは、そのように進める。

次に、時間切れなどでできなかった質問に対するペナルティなどについて、浜風の郷から意見が出されていたが、村木委員から補足説明をお願いする。

〇村木委員

30 項目にまとまった。先ほど「飛ばすことはない」という方針が確認されたのであれば、この点について深く議論する必要はないかとも思う。当初想定していたのは、次回に繰り越した場合は相殺として通告上限の 30 項目から差し引くなどの制限が必要ではないかという意見であった。

〇岡本委員長

飛ばす行為ではなく、最終的に時間切れなどで届かなかった項目についてペナルティを設けるべきという意見であったか。

〇村木委員

そのような意見として提出した。

〇岡本委員長

ほかの会派はいかがか。

〇委員外議員（森谷議員）

私は委員外議員であるため、皆の隙間を縫ってやっと発言させてもらう状態かと思っていた。しかし、委員がなぜ発言しないのか、そこにも問題があると思う。

それから、ペナルティというのは何のペナルティであるのか。先ほどは、議論を深めることが必要であり、深まったらしわ寄せが後に来るのが当然ではないかとのことであった。それで5番目ができなかったら、それはそれで仕方がないことではないか。皆は、どんどん意見を言ってほしい。

予算決算委員会はどうなっているのか。質問をやめてくれと言い、質問がなければありがとうございますと言うなど、全く逆の状況ではないか。この議論においては、黙っていないで、皆に発言してほしい。

〇柳楽委員

通告したものは全てやり切るということであれば、ペナルティなどを考える必要はないと思う。「やり切る」という共通認識を持ちたい。

〇西田清久委員

柳楽委員と同意見である。時間内に完結できる項目数を自ら考え、その時間内で完結する想定で通告しているはずである。様々な状況で時間内に収まらないことも議会運営上想定されることであり、ペナルティまで考える必要はないと考える。

〇小川副委員長

通告した項目については全て時間内にやり切ることを基本とし、時間が足りなかった場合については個人の判断に任せるしかないと思う。ペナルティを設けるのではなく、時間内にやり切ることを基本とすれば良いと考える。

〇岡本委員長

ペナルティという形は取らず、時間内にやり切ることを基本としてまとめたいと思う。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

次に、正副委員長、正副議長、事務局との協議の中で提案のあった事項について諮る。

議長が議事進行を行う際、小項目のどこを質問しているのか分かりづらい場面があったことから、質問を行う際には「小項目の 1」「小項目の 2」など、区切りを発言すると進行も円滑になり、理解もしやすくなるとの提案があった。

この点について申し合わせ事項に追記したいと考えるが、いかがか。

〇柳楽委員

通告書に記載してある番号のみを発言する場合もあるが、大項目、中項目、小項目の何番かを明示して発言するということか。

〇委員外議員（森谷議員）

小項目まで必ず 3 層ある場合と 2 層で終わっている場合がある。数字のみを通し番号で発言する方が分かりやすいのではないか。工夫すべきである。

〇澁谷議長

議論してもらっているが、一般質問では、単に答弁を求めるだけでなく、自らの考えを明確に述べて活発な論戦を展開してほしいと常々お願いしている。再質問についても、執行部に事前に細かく伝えて調整するのではなく、最初の趣旨を明確に説明した上で論戦を行ってほしい。

各議員において時間管理を行い、予期せぬ事態も想定しながら論戦を組み立ててほしい。質問時間 30 分、答弁含め最大 70 分が確保されているので、その範囲内で収まるよう組み立ててほしい。議論を通じて自らの提案が予算化され実行に移されるよう、執行部を動かしていくことが最も重要である。活発な論戦を通じて市政発展と市民福祉の向上につながるようお願いする。

〇岡本委員長

議長から論戦のあり方及び議場整理について発言があった。各会派に持ち帰ってほしい。

小項目の発言については、どの質問に移るのかが明確に分かるようにしてほしいという趣旨である。「丸 2 に移ります」などでも構わないので、どこを質問しているかが分かるようにすることを申し合わせ事項に追加したい。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

次に、⑵質問時間についてである。会派から補足説明があればお願いする。

創政クラブから「個人の質問時間 30 分の確保の厳守」、公明クラブから「30 分で議長が打ち切ることは公平性が担保される」との意見が出ている。

個人の質問時間 30 分の確保と、全体の制限枠である最大 70 分の厳守について、どのように考えるか。

〇小川副委員長

執行部側の答弁の分量が多いために、議員自身の持ち時間を余らせながら全体の 70 分を気にして質問しなければならない実態がある。特に第 1 次答弁書の分量が多いと時間内に収まるか苦慮することになる。議員の持ち時間以外は最大でも 40 分しかないわけであるから、執行部に対してもできるだけ簡潔明瞭な答弁を求め、短くするよう伝えてほしい。

〇西田清久委員

各項目が密接に関連しているため、全体を通じて議論した方が良いのではないかとも感じる。

〇岡本委員長

申し合わせ事項の項目に沿って一つずつ確認しながら改善点を整理していきたいので、協力されたい。しっかりした意見を述べてほしい。

現在の申し合わせ事項では、「質問時間は持ち時間制を導入し、一人1回につき30分、答弁時間を含め60分とする。ただし、議長判断により最大70分まで認める。なお、『要望、お願いする』だけの発言はやめる」と規定されている。この現行ルールを改めて徹底するということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

〇委員外議員（森谷議員）

議員の持ち時間30分、執行部30分、最大プラス10分という枠組み自体は問題ないが、超過する原因は執行部の答弁が簡潔でない点にある。第1回目の答弁書については確実に事前に確認できるようにしてほしい。方向性が異なる回答をされた場合に軌道修正に時間がかかり、第2、第3の質問に影響する。第1答弁だけでも要求に応じて開示されるようにすることが時間短縮につながると考える。

〇澁谷議長

答弁が簡潔でないという点もあるが、単に聞くだけの質問をすると答弁は長くなる。議員が簡潔に尋ねても、執行部は状況を説明するため長くなる。自分の意見をしっかり述べた上で論戦を行えば、これまでの経験上、発言時間はほぼ均衡する。単に聞くだけの質問を避け、自らの意見を述べて論戦を展開してもらうようお願いする。

〇岡本委員長

意見として受け止める。

次に、⑶通告と発言の扱いについてである。浜風の郷及び公明クラブから意見が出されているので、説明をお願いする。

〇村木委員

丸2について、通告書の様式を統一し、質問のみを記載するのではなく、まず質問の趣旨や背景、自身の考えを記載した上で小項目を記載する様式にしてはどうかという意見である。

〇柳楽委員

公明クラブの意見についてである。通告書に記載されている本題と異なる前置きや、途中から別の質問が出てくると執行部側も戸惑う場面があったため、通告に沿った発言とすべきという趣旨で提出した。

〇岡本委員長

ほかの会派からあるか。

〇委員外議員（森谷議員）

通告書の内容が執行部に伝わるようにすることは大切であり、私は執行部に対し

て丁寧に趣旨を伝えるようにしている。しかし、それでも的を射ていない答弁があるため改善が必要である。

〇岡本委員長

正副議長及び議会運営委員会正副委員長で、一般質問発言通告書の記載例を作成した。事務局から説明をお願いする。

〇下間局長

資料を配信した。発言通告書の大項目の下に、質問の意図が伝わるよう、趣旨や背景、課題、問題点などを100字から200字程度を目安に要約して簡潔に記入する欄を設けてはどうかという案である。100字から200字というのは調整の余地がある。質問を通じて執行部に何を求めているのかが前文で読み取れるようにし、活発な論戦につなげることを目的としている。

現状を尋ねるだけでなく、その先にある政策的な意図をあらかじめ記載することで、執行部も論点を把握しやすくなると考える。

〇岡本委員長

こういう形でどうかということで案を作成した。この様式例について各会派に持ち帰ってもらい、12月定例会議に向けて取り組んでほしいと考えるが、よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

暫時休憩とする。

〔　11時05分　休憩　〕

〔　11時13分　再開　〕

〇岡本委員長

会議を再開する。

発言通告書の様式に関連し、事務局から補足説明をお願いする。

〇下間局長

「個人一般質問の対面型一問一答方式の導入について」の要領3ページにおいて、質問の際は通告書の大項目、中項目、小項目の番号を発言し、項目を明確にする旨が規定されている。これについて、簡略化した表現として「続いて丸2に移ります」といった発言例を発言例3として追加したいと考える。

〇委員外議員（森谷議員）

再質問があるかどうかは、通告書を出す段階では全く分からないが、発言する際にはどのように示せば良いと考えるのか。今の点についてであるが、再質問については各々がされていると思うが、表示をする必要がなければ、「このことについて再質問する」と言って質問していると思う。

〇下間局長

これまでの議事運営でもそうであるが、これが再質問であることが分かれば、より分かりやすい。項目が移ったのか、これが再質問になったのだろうかと、本当に分

かりにくいところがあるので、事前に質問であると言ってくれたら、とても分かりやすいかと思う。

〇委員外議員（森谷議員）

それについてであるが、小項目のところをはっきり言えば、再質問は前の質問の続きや関連で実際に行うわけであるから、大丈夫である。「再質問」とわざわざ言う必要はないのではないか。かえって耳障りではないかと思う人もいるのではないかと思う。検討してもらいたい。

〇岡本委員長

今の発言は、再質問だろうと思っている。おそらく執行部も、我々委員の方も、そのことは判断できると思っている。あえてそれを表現する必要もないだろうし、このことについて質問しているのだろうと分かる。

ただ、丁寧な形としてはあっても良いのかなと思っているので、そういう認識でよろしくお願いしたい。

次に、⑷質問と答弁のあり方についてである。

現在の申し合わせ事項を確認する。

「再質問は答弁に対しての質問のみとし、新たな事項は初めから通告書の項目、要件に入れることとする」

また、次の 4 点については質問を差し控えることとしている。①単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、②議案審議の段階でただせるもの、③制度の内容説明を求めるもの、④特定の地区の道路改修などを要望するもの、この申し合わせ事項を再確認・徹底するということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

〇委員外議員（森谷議員）

制度の趣旨を問うことは根本的で重要な質問であり、事例として地域の実情を挙げることも分かりやすい手法である。これらを差し控えるとする理由に疑問がある。

〇岡本委員長

これまでの議会運営委員会での議論に基づき、議員は大所高所からの政策論議を行うべきであるという観点から定められたルールであるため、理解されたい。

次に、2 の議案質疑についてである。

⑴質疑の回数・項目数について、各会派から説明はあるか。

〇小川副委員長

市民クラブとしては、前回の議会運営委員会での議長提案を踏まえ、「1 議案 5 項目以内、1 項目 3 回以内、計 15 回以内」としてはどうかと提案した。1 議案当たりの項目数については 3 項目程度でも問題ないと考えている。

〇柳楽委員

公明クラブとしても、詳細な質疑は委員会で行うべきであることから、本会議での議案質疑は 5 項目以内に限定して良いのではないかと提案した。3 項目でも構わない。

〇岡本委員長

ほかの会派はいかがか。

〇西田清久委員

通告制の導入により一定の効果があったと考えている。市民クラブや公明クラブの提案を否定するものではない。

〇岡本委員長

浜風の郷から意見がほしい。

〇村木委員

浜風の郷としては、1議案3項目以内、質疑回数は3回以内という意見である。

〇委員外議員（森谷議員）

委員会に所属していない議員にとっては本会議の議案質疑が唯一の質疑の機会であるため、回数や項目数を制限すべきではない。予算決算委員会のように回数制限を設けず、議員の良識に任せるべきである。

〇岡本委員長

各会派の意見を踏まえ、申し合わせ事項に「1議案につき3項目以内、1項目当たり質疑回数は3回まで」と明記することとしたい。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

次に、⑵所管の質疑についてである。会派から補足説明はあるか。

浜風の郷から「所管の質疑はやめる」との提案が出されている。各会派の意見を聞く。

〇柳楽委員

公明クラブとしては「よほど大きな論点以外は行わない」と提案していたが、所管委員会の質疑は行わないということでも構わない。ただし、本会議場には市長が出席しているため、市長の考えを質す機会は必要ではないかとも考える。

〇西田清久委員

原則として所管の委員は行わないこととし、市長に直接方針を質すような根幹に関わる部分のみ認める形で良いのではないか。

〇小川副委員長

現在の申し合わせで良いと考えていたが、議論を聞く中で、所管委員会の委員による本会議での質疑は取りやめるということで良いと考える。

〇足立委員

市長の考えを質すといっても、実際に答弁するのは部長や課長の場合もあり、市としての見解を質すという意味では委員会で行っても同じである。市長が答えようが部長や課長が答えようが、市の考えは同じである。所管の委員は自らの担当委員会で議論を深めるべきであり、本会議での所管質疑はやめるべきと考える。

〇今田委員

「市長の考えや方針を質す場合のみ」という現行の基準が曖昧であり、判断が難しいため、所管委員会の委員による質疑は行わないこととした方が明確である。

○岡本委員長

どのように整理するか。

○柳楽委員

各会派から意見が出ているとおり、所管委員会の委員は質疑を行わないという方向で異論はない。

○岡本委員長

申し合わせ事項に「所管の質疑は行わない」旨を追加することでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

○今田委員

予算決算委員会は全議員が委員だが、同様で良いか。

○岡本委員長

全議員が委員となる予算決算委員会においても同様の扱いとし、本会議での質疑は行わないことと考えている。良いか。

（　「はい」という声あり　）

次に、⑶質疑の内容・範囲についてである。

「原案に対する質疑は、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない」という現行の申し合わせ事項を確認する。所管の質疑を行わないこととしたため、この点についても徹底を図る。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

次に、3の委員会審査についてである。

⑴委員長による進行・整理について、各会派から補足説明はあるか。

○西田清久委員

委員会審査中において、議題から外れたような発言や質疑も見受けられるため、そういった場合には委員長が厳格に整理を行う必要があるという意見である。

○岡本委員長

公明クラブお願いする。

○柳楽委員

不穏当と思われる発言なども見受けられたため、委員長において適切に整理し、必要に応じて発言の取消しなどを行ってもらうことも必要であると考える。

○岡本委員長

2会派から意見があったが、浜風の郷はないか。

（　「なし」という声あり　）

市民クラブもないか。

（　「なし」という声あり　）

現在のルールを確認し、次回問題が起きたときに対応するということで、委員長の議事整理権及び秩序保持権を徹底し、厳格に議事を整理するということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

次に、⑵決算審査における発言内容と時間・通告数についてである。

浜風の郷、創政クラブ、公明クラブから意見が出されているが、補足説明はあるか。

〇村木委員

提出した資料のとおりである。

〇西田清久委員

提出した資料のとおりである。

〇柳楽委員

通告数が多いこと自体が問題とは思わないが、予算決算委員会の場で質疑するにふさわしい内容であるか、単に確認するだけの質疑になっていないかという点について検討が必要であると考える。

また、決算審査の可否を判断するための質疑となるよう改善が必要である。

〇岡本委員長

9月30日の議会運営委員会において議長から、「3月の予算決算委員会について、個人の持ち時間制にするか、会派でトータルの時間を計るか、あるいは1人の質問項目の上限をある程度決めないと、時間の読みができない」との意見を受けていた。

正副議長、当委員会の正副委員長及び事務局で協議し、通告1件につき質疑は3回までとする案を作成した。この案について意見を聞く。

〇柳楽委員

そのようにしてもらって良いと思う。

〇足立委員

1事業に対して3回までとするのであれば、現在1分とされている時間制限について、過去の経緯を説明する場面なども考慮し、例えば2分などに延ばすことも合わせて検討してほしい。

〇今田委員

議案質疑と同様に質疑回数を3回までとすることに賛成である。質疑のみであれば3回で足りると考える。

〇西田清久委員

率直に3回までで良いと思う。

〇村木委員

3回までとすることに賛成である。ただし、時間制限については上限2分とすることも検討すべきと考える。

〇川神議員

整合性を図る意味でも3回とするのは妥当である。時間に関しては、1分ではやや短いため、もう少しゆとりを持たせても良いと考える。

〇沖田委員

1分は短いと感じていたため、2分に延ばすことに賛成である。回数についても3回までとすることに賛成であり、各委員が3回の中でしっかり質疑できるよう努めて

いくべきである。

〇小川副委員長

質疑は3回までで良いと思う。時間については、できる限り現行の1分以内にまとめてほしいと考える。

〇委員外議員（森谷議員）

平成 25 年から 29 年に掛けての予算決算委員会では質問は 3 回までとされていたが、それが無制限になり、再度3回に戻そうとしている。無制限になった経緯や理由を説明してほしい。

〇岡本委員長

過去の経緯についてこの場で調査して答弁することはせず、現時点における3回の妥当性について協議を行いたい。

質疑回数を3回までとすることについては合意が得られたと考える。

発言時間について、現在は1分とされているが、2分への延長や1分30秒とする折衷案など意見が出ている。これについて意見を求める。

〇沖田委員

1 分ではニュアンスを含めて伝えきれない場合もある。なるべく簡潔に行うことを前提としつつ、上限として2分を担保してほしい。

〇小川副委員長

まずは1分でお願いしたいところであるが、試行的に行うのであれば各委員の意見に従いたい。

〇今田委員

回数が制限されることや、過去の審査でも1分を超えた者も何人かいたことを踏まえると、2分でも良いと考える。

〇川神議員

原則1分を目指して努力しつつ、運用上ある程度の幅を持たせるか、それが難しければ2分とする形でも良いと考える。

〇村木委員

試行的に行うのであれば、上限2分からスタートすべきである。

〇西田清久委員

基本は1分としてほしいが、やむを得ず超過する場合を考慮すると2分までは許容範囲と考える。

〇足立委員

原則1分、上限2分といった形で柔軟性を持たせる配慮が必要ではないか。

〇柳楽委員

できれば 1 分で進めてほしい。2 分とした場合、自己の意見を述べて長くなることも懸念されるため、質疑内容に関することにとどめるべきである。

〇岡本委員長

回数制限を設けた場合、一問一答方式を維持するのか、あるいは複数の事項を一

括して質疑するのかという点についても確認が必要である。暫時休憩とする。

〔　12 時 09 分　休憩　〕
〔　12 時 18 分　再開　〕

○岡本委員長

会議を再開する。

休憩中の協議を踏まえ、決算審査における発言内容、時間及び通告数について、足立委員から提案をお願いする。

○足立委員

休憩中の議論を踏まえ、1 事業につき議員 1 人当たりの持ち時間を 3 分上限とし、内容は事前通告したものに限ること、また、この 3 分には執行部の答弁時間は含まないという形で提案したい。

○岡本委員長

ただいまの提案について、他の会派はいかがか。

（　「異議なし」という声あり　）

異議がないため、次回の決算審査においては「1 事業につき議員 1 人 3 分以内（答弁時間は含まず、事前通告した内容に限る）」として試行することに決定する。

次に、⑶その他（決算審査関係）についてである。公明クラブから意見が出されているので、説明をお願いする。

○柳楽委員

申し合わせ事項の変更を求めるものではなく課題の共有として記載した。

通告の順番どおりに質疑を行うべきか、途中の項目を前後させても良いのか、認識の違いが見受けられたため確認をしておきたい。

○岡本委員長

原則として通告の順番どおりに行うべきと考える。やむを得ず順番を変更する場合は、その旨と項目番号を明確に発言して進めるべきである。この点については予算決算委員会の正副委員長へ伝達するとともに、当委員会でも共通認識としておきたい。

次に、4 の請願・陳情についてである。

⑴紹介議員・討論の取扱いについて、各会派から補足説明はあるか。

○村木委員

浜風の郷としては、議員本人が請願者となる本人請願（法人を含む）の場合、紹介議員を当該議員以外に 2 名以上とすることを検討してほしいという提案である。議員本人であれば一般質問などで市民の意見を訴えることも可能であるため、請願を行う場合は自身以外の紹介議員を募るべきではないかという趣旨である。

○小川副委員長

採決前の討論に関し、請願者や紹介議員となった議員が自ら賛成討論を行うことについて違和感があるとの指摘があったため、その必要性について問題提起として記

載した。

〇柳楽委員

公明クラブとしては、議員が役員などを務める法人であっても請願提出の自粛を求めることや、既に願意が達成されている場合の取扱いの徹底など、従来のルールの再確認として記載している。

〇岡本委員長

各会派から意見が出された。浜風の郷からの「紹介議員を２名以上とする」との提案について、各会派の意見を聞く。

〇西田清久委員

会派内では詳細な議論に至っていないが、請願権は憲法上保障された権利であるため、慎重に考える必要がある。

〇委員外議員（森谷議員）

紹介議員を２名以上とすることは請願権を狭めることになり、憲法違反の疑いがある。名前を出せない市民の声を代弁して請願を提出している側面もあり、そのような市民の思いをくみ取るべきである。

〇岡本委員長

議員本人が請願者となる場合、自らのみを紹介議員とするのではなく、他の同僚議員に紹介議員を依頼することはできないかという提案である。

〇委員外議員（森谷議員）

請願者が個人であるのか法人であるのか、また紹介議員を誰にするのかによって扱いが異なる。自己請願にならない形であれば検討の余地はあるが、熟慮したい。

〇笹田副議長

議員の自己請願、すなわち請願者と紹介議員が実質的に同一である場合に、当該議員以外の紹介議員を立てるというルールを設けてはどうかという趣旨である。特定の議員に限らず、今後の議会運営を見据えて明確にしておくべきである。

〇足立委員

浜風の郷の提案は自粛を求める趣旨であり、権利を制限するものではない。他の議員にも賛同を得られるような請願として提出してほしいという思いから提案した。持ち帰って再度会派で議論したい。

〇柳楽委員

現行の要綱などで定められている自粛ルールが現時点で対応可能な範囲と考えており、紹介議員を２名以上義務付けることは難しいと考える。

〇西田清久委員

請願権の保障という根本的な観点から、これ以上の制限を設けることについては会派内でも慎重な意見が多い。

〇小川副委員長

本人請願の場合、本人以外の議員が紹介議員となるべきという趣旨であれば、その方向で検討する必要はあると考える。

〇岡本委員長

各会派から様々な意見が出された。賛否両論あるため、本日出された意見を持ち帰り、各会派で再度協議してもらうこととしたい。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

紹介議員による賛成討論の取扱いについても、各会派に持ち帰って検討してほしい。

次に、⑵提出数についてであるが、時間が経過しているため、以降の協議事項は次回に持ち越したいと考える。

〇岡本委員長

次回の日程について調整したい。候補日として 11 月 13 日金曜日の午後を提案したいが、いかがか。

〇西田清久委員

14 時からであれば都合が良い。

〇岡本委員長

それでは、次回の議会運営委員会は 11 月 13 日金曜日午後 2 時から開会することとする。

2　その他

〇岡本委員長

事務局及び委員長から連絡事項がある。

事務局より、外来語の取扱いに関する要望書が提出されているので資料を配付した。内容を確認の上、会派で検討してほしい。

また、本会議場における履物について、スリッパなどの使用についての意見が出ているため、服装・規律の観点から各会派で協議の上、次回意見を持ち寄ってほしい。

〇委員外議員（森谷議員）

医療上の理由などで靴を脱ぐ必要がある場合もあるため、実情に配慮した検討をお願いしたい。また、外来語についても、一律に制限するのではなく、使用した場合は日本語で説明を補足するなどの現実的な対応を検討すべきである。

〇岡本委員長

ただいまの意見も含め、各会派で検討してほしい。

最後にお願いだが、本日の内容については必ず会派で共有するようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　13 時 00 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長　　岡本　正友